

紋別市新型コロナウイルス感染症対策補助金要綱

令和4年3月23日
産業部長 決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業所（以下「事業所」という。）、及び自ら事業を営む者（以下、「事業主」という。）の収入減、雇用の維持・確保、また、市内経済の活性化を目的とした緊急的な支援として、別表に定める緊急対策に関する経費を市の予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で営利を目的とする事業を営む事業所及び事業主（ただし、医療、福祉事業は非営利団体を含む）とし、対象業種は別表において定める。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、別表に定める補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、紋別市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条第1項及び第2項の規定に基づき速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定に基づき速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、別表に定める書類を提出しなければならない。ただし、特に定めがないものについては、これを省略することができる。

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合は、当該実績報告書等の書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 第8条に規定する実績報告書等の提出を省略する場合においては、第6条の決定時に前項の通知をするものとする。

（補助金の取消し）

第10条 市長は、補助対象者がこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

この要綱は決裁の日から施行する。